

令和5年4月14日

保護者 様

多良木町立黒肥地小学校
校長 早田 靖伸

学校と家庭が協働したいじめ防止対策の推進について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々、ご健勝のことと拝察いたします。

さて、学校におきましては先日の入学式で13人の1年生を迎え、本格的に令和5年度の教育活動が始まりました。

長期休業後の9月や新年度になる4月などは、児童生徒の心が不安定になる時季とも言われています。

つきましては、お子様の様子について「子どものサイン発見チェックリスト家庭用（別添）」で確認いただくとともに、お子様がSOSを出しやすいよう、多くの相談機関について情報を提供いたしますので、ご確認をお願いします。

記

1 趣旨

- (1) いじめを学校及び保護者等の連携により、早期発見し、それを解消するとともに未然防止に努め、いじめを見逃さない環境づくりを推進する。
- (2) 児童が相談しやすい体制づくりを構築するとともに、様々な相談窓口を紹介することで初期対応ができるようにする。

2 法的根拠〈いじめ防止対策推進法〉第三条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

3 方法

- (1) いじめ早期発見のためのアンケート
 - ① 学校で定期若しくは臨時に実施し、結果を集約するとともに事実確認及び早期解決に努める。
 - ② 担任から保護者へ連絡し、協働していじめを解消する。
- (2) 県下心のアンケートの実施
1年に1回実施し、結果を基に、全校児童に「教育面談」を行う。
- (3) 毎週、全教職員参加による児童理解の時間設定と共通理解・共通実践の確認を行う。

- (4) 子どものサイン発見チェックリスト家庭用（別添）
 - ① お子様の様子を観察し、当てはまる項目をチェックし、小さなサイン等を発見したら、情報集約担当者又は担任に相談する。（チェックリスト提出又は相談等）
 - ② 上記情報集約担当者が事実を集約後、組織で対応方針を決定し、保護者と共有する。

4 その他

- (1) 電話相談の相談窓口等の情報を掲載しておりますので、参照願います。
- (2) 何か不明な点や相談等がありましたら、下記担当者（情報集約担当者）までお知らせください。

連絡・問合せ先
多良木町立黒肥地小学校
電話 42-2131
情報集約担当者 太田淳一